

熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 12 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 71 号

熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

熊本県家畜保健衛生所条例（昭和 25 年熊本県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「(設置等)」を付し、同条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 2 項の検査に関しては、県内全域を熊本県中央家畜保健衛生所の管轄区域とする。

第 2 条に見出しとして「(組織)」を付する。

第 4 条に見出しとして「(雑則)」を付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 12 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 72 号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県本渡警察署の項管轄区域の欄中「龍ヶ岳町」を削り、同表熊本県大矢野警察署の項を次のように改める。

熊本県上天草警察署	上天草市	上天草市全域 宇土郡のうち 三角町
-----------	------	-------------------------

別表備考中「平成 15 年 4 月 1 日」を「平成 16 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

登載依頼

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 12 月 16 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 35 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 31 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 25 条の 5」を「第 25 条の 5 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「土木技術現場作業手当」の次に「、第 25 条の 5 第 3 項に規定する家畜保健衛生業務従事手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は平成 15 年 12 月 1 日から適用する。

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 15 年 12 月 16 日

熊本県議会議長 西 岡 勝 成

熊本県議会会議規則第 1 号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成 3 年熊本県議会会議規則第 1 号）の一部を次のように改正する。第 54 条に次の 1 項を加える。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

第 105 条第 2 項本文中「3 日」の次に「(県の休日を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。